

# 第5回川西町農業委員会総会

とき：平成29年6月26日 午後1時30分～

ところ：川西町中央公民館 403号室

## 報告

報告第 6 号 非農地証明の結果報告について

## 議事

議第 25 号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議第 26 号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について ( 所有权の移転 )

議第 27 号 農業委員会の適正な事務実施に向けた平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の評価・点検  
並びに平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画について

議第 28 号 川西町農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針について

報告第 6 号

## 非農地証明の結果報告について

別紙のとおり

## 非農地証明願

平成29年5月31日

川西町農業委員会会長 大沼藤一 殿  
登坂賢治 殿

住所 [REDACTED]

願人

氏名 [REDACTED]

下記の土地について、農地法第2条に規定する農地又は採草放牧地に該当しないことを証明願います。

記

## 1 土地の表示

大字	字	地番	地目	面積	所有者名	備考
洲島	吉田二	123-4	畠	7.02m <sup>2</sup>	[REDACTED]	
"	"	123-5	田	22	[REDACTED]	
"	"	下	余	自		

## 2 非農地となった時期及び事由

## (1) 農地法の届出又は許可を受けている場合(農地法4、5条、転用制限例外等)

## ア. 許可等の年月日

平成 年 月 日付 第 号

## イ. 許可等の種類

農地法第4条 届出 許可 農地法第5条 届出 許可

## ウ. 許可等の内容

譲受人	住所	氏名
譲渡人	住所	氏名

許可の目的	建築物等の名称	棟数	面積	備考

## (2) その他の場合

時期	昭和45年7月	現況	宅地
事由 昭和45年7月、居宅出入口通路を広げ、現在に至っています。			

## 調査員の意見

(平成 29.6.19 日)

上記の通り相違ないことを証明する

29.6.16

## 農業委員

氏名 佐々木一宏



農業委員会事務局職員

氏名 佐藤紀子



氏名 新野庄右門



氏名

氏名 原田恭兵



上記の土地は、農地法第2条に規定する農地又は採草放牧地に該当しないことを証明する。

平成 29.6.16 日

大沼藤一  
川西町農業委員会会長 登坂賢治

(添付書類) ※申請書2部提出、添付資料1部提出

- 1 土地の所在を示す案内図、見取図及び当該地の登記事項証明書、字限図
- 2 農地法の許可等を受けている場合は、許可書等の原本又は写し
- 3 その他、農地性を失ったことを証する資料(20年以上経過要件確認、建物の名寄帳など)
- 4 現況を確認できる写真



議第 25 号

## 農地法第18条第6項の規定による通知について

下記の農地について、農地法施行規則第68条の規定により、賃貸借権を合意解約した旨の通知があつたので受理、不受理を決定されたい。

平成29年 6月26日 提出

平成 年 月 日 議 決

## 川西町農業委員会会長 大沼藤一

記

議第 26 号

## 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について

下記の者から、農地の転用に伴う所有権の移転について許可申請があつたので、知事に送付の意見を付せられたい。

平成29年 6月26日 提出

平成 年 月 日 議 決

川西町農業委員会会長 大沼藤一

## 記

番号	申請人		耕作者	土地の所在				地目	地積 (m <sup>2</sup> )	転用の時 期	使用目的	付記	意見 決 定
	譲渡人	譲受人		地区	大字	字	地番						
1	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	玉庭	玉庭	柏ノ木原	4332-9	畠	991.00	許可後	太陽光発電所 (太陽光パネル)	申請地を譲り受け、太陽光発電所(太陽光パネル)を設置するものです。	
2	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	吉島	洲島	寺田	4100-1	畠	214.00	許可後	宅地	申請地を譲り受け、家庭菜園及び雪捨て場にするものです。	

番号	申請人		耕作者	土地の所在				地目	地積 (m <sup>2</sup> )	転用の時期	使用目的	付記	意見 決定
	譲渡人	譲受人		地区	大字	字	地番						
3	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	中郡	高山	八幡堂東	931-2	畠	111.00	許可後	駐車場及び遊び場	申請地を譲り受け、障害児通所施設の駐車場及び遊び場等を設置するものです。	
	"	"		"	"	"	931-3	畠	478.00				
	"	"		"	"	"	932-4	畠	30.00				
	"	"		"	"	"	935-3	畠	420.00				
	"	"		"	"	"	1241-1	畠	102.00				
	"	"		"	"	"	1263-2	畠	65.00				
								計	1,206.00				

議第 27 号

## 農業委員会の適正な事務実施に向けた平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価、並びに平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画について

農業委員会の適正な事務実施について(平成21年1月23日付け20経営第5791号、経営局長通知)に基づき、前年度の点検・評価結果及び当該年度の目標とその達成に向けた活動計画を作成したので審議を求める。

平成29年 6月26日 提 出  
平成 年 月 日 議 決

川西町農業委員会会长 大沼藤一

記

平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価

----- 別紙のとおり

平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画

## 平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価

都道府県名：山形県  
農業委員会名：川西町農業委員会

## I 農業委員会の状況(平成29年3月31日現在)

## 1 農業の概要

	田	畠	普通畑	樹園地	牧草畑	計
耕地面積	4,500	509				5,010
経営耕地面積	4,311	139		18		4,450
遊休農地面積	0.2	1.1	1.1			1.3
農地台帳面積	4,693	521	521			5,214

※1 耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入。

※2 経営耕地面積は、農林業センサスによる農地の利用状況調査により把握した第32条第1項

※3 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定に基づく第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入。

	農家数(戸)	農業者数(人)	経営者数(経営)
総農家数	1,344	1,641	339
自給的農家数	266	669	50
販売農家数	1,078	40代以下	10
主業農家数	286	※ 農林業センサスに基づいて記入。	18
準主業農家数	299		21
副業的農家数	493	特定農業団体	21
※ 農林業センサスに基づいて記入。		集落営農組織	
		※ 農業委員会調べ	

## 2 農業委員会の現在の体制

旧制度に基づく農業委員会

	選挙委員	選任委員	合計
	定数	実数	
農業委員数	16	16	
認定農業者	—	15	
女性	—		
40代以下	—	1	

新制度に基づく農業委員会

	農業委員	定数	実数	地区数
	農地利用最適化推進委員	16	16	7
農業委員数	10	10		
認定農業者	—	7		
認定農業者に準ずる者	—			
女性	—	2		
40代以下	—	1		
中立委員	—	1		

※現在の体制を記載することとし、年度途中で切り替わった場合はいざれも記載

## II 担い手への農地の利用集積・集約化

### 1 現状及び課題

現状 (平成28年3月現在)	管内の農地面積 5,110ha	これまでの集積面積 2,567ha	集積率 50.20%
課題	高齢化が進む中で農地の移動は加速傾向にあるが、米政策の転換期でもあり借り手の減少が懸念される。田地化等農地の効率的利用を図るとともに経営改善に向けた取り組みが必要。		
※1 管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入 ※2 これまでの集積面積は、活動計画に記載した担い手(認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者)へ利用集積している農地の総面積を記入			

### 2 平成28年度の目標及び実績

集積目標 ①	集積実績 ②	(うち、新規実績)	達成状況(②／①×100)
2,700ha	2,978ha	92ha	110%

※1 集積目標は、活動計画に記載した集積面積を記入

※2 集積実績は、年度末時点で担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

※3 新規実績は、集積実績のうち1年間に新規集積面積(非担い手が自作又は利用していた農地のうち、担い手に対して権利の設定・移転がされた農地)をどの程度増加させたかを記入

### 3 目標の達成に向けた活動

活動計画	農地中間管理機構への集積の促進を図る。 9月、11月、1月の「人・農地プランの町検討会」の開催 10月、12月、2月集積に向け取り組む。(農地中間管理事業)
活動実績	農地中間管理機構への集積の促進を図る。 「川西町人・農地プラン検討会」の開催 第1回 9/29 第2回 11/29 第3回 1/30 農地中間管理事業 10月集積 21件 22.8ha 12月集積 14件 18.3ha 2月集積 20件 34.8ha

※ 活動実績は、目標の達成のために何月に何日何を行ったのか等詳細かつ具体的に記入

### 4 目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	農地中間管理機構のスケジュールに基づき、適切な目標であった。
活動に対する評価	計画どおり実施し、目標を上回る担い手への集積につながった。

### III 新たに農業経営を営もうとする者の参入促進

#### 1 現状及び課題

新規参入の状況	25年度新規参入者数		26年度新規参入者数		27年度新規参入者数	
	1 経営体	1 経営体	1 経営体	5 経営体	5 経営体	5 経営体
25年度新規参入者が取得した農地面積	26年度新規参入者が取得した農地面積	27年度新規参入者が取得した農地面積	が取得した農地面積	が取得した農地面積	が取得した農地面積	が取得した農地面積
4. 8ha	4. 8ha	0. 9ha	0. 9ha	0. 9ha	0. 9ha	0. 9ha

※1 権利移動を伴う農地の貸借、所有権移転は、下限面積50アール要件等を満たす必要があり、當農計画の充実が求められる。

※2 新規参入者が取得した農地面積は、上段で記入した農地面積の合計を記入

#### 2 平成28年度の目標及び実績

参入目標①	参入実績②	達成状況(②／①×100)
3経営体	4経営体	133%
参入目標面積③	参入実績面積④	達成状況(④／③×100)
-ha	12. 7ha	-%

※1 参入目標及び参入目標面積は、活動計画に記載した参入者数及び農地面積を記入

※2 参入実績は、1年間に新たに参入した新規参入者数を記入

※3 参入実績面積は、上記で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

#### 3 目標の達成に向けた活動

活動計画	通年相談体制を充実させ、新規参入に向け支援を行う。
活動実績	新規参入者の審査会の開催 H28. 4／13 H29. 3／13 審査会開催
※	活動実績は、目標の達成のために、何月に何月に行つたのか等詳細かつ具体的に記入
4 目標及び活動に対する評価	
目標に対する評価	目標を上回る新規参入があつた。
活動に対する評価	継続して農業経営が可能な審査会の開催は、参入者に対する意識付けにもなる。

#### IV 遊休農地に関する措置に関する評価

##### 1 現状及び課題

現状 (平成28年3月現在)	管内の農地面積(A) 5,111.3ha	遊休農地面積(B) 1.3ha	割合(B/A×100) 0.03%
課題 遊休農地所有者等への指導の徹底			

※1 管内の農地面積は、活動計画による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項の規定による農地の利用状況統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第30条第1号の遊休農地面積を記入

※2 遊休農地面積は、活動計画による農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

##### 2 平成28年度の目標及び実績

解消目標① 1ha	解消実績② 0ha	達成状況(②/①×100) 0%
--------------	--------------	---------------------

※1 解消目標は、活動計画による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

※2 解消実績は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入

##### 3 2の目標の達成に向けた活動

活動計画	措置の内容		調査実施時期 8月～9月	調査結果取りまとめ時期 9月～10月
	農地の利用状況 調査	農地の利用意向 調査		
<b>その他活動</b>				
農地の利用状況 調査	調査員数(実数) 27人	調査実施時期 8月～9月	調査結果取りまとめ時期 9月～10月	調査結果取りまとめ時期 9月～10月
農地の利用意向 調査	調査実施時期 9月～10月	調査結果取りまとめ時期 11月～12月	第32条第1項第2号	第33条
活動実績	調査数： 4筆	調査数： 0筆	調査数： 0筆	調査面積： 0ha 調査面積： 0ha
<b>その他の活動</b>				

##### 4 目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	解消に至らなかった。
活動に対する評価	全町を対象に農地ペトロールを実施し、所有者に対し利用意向調査を行った。

## V 違反転用への適正な対応

### 1 現状及び課題

現 状 (平成28年3月現在)	管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)
	5, 110ha	Oha
課 題	違反転用につながる残土等の不法投棄、目の届きにくい場所を監視する必要がある。	

※ 管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入  
 ※ 違反転用面積は、活動計画に記載した管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して  
 転用されている農地の総面積を記入

### 2 平成28年度実績

実 績①	増減(B-①)
Oha	ha

※ 実績は、年度末時点の違反転用面積を記入

### 3 活動計画・実績及び評価

活動計画	全域を調査する農地ハトロールに併せて、違反転用の早期発見、未然防止を図る。
活動実績	日常的な監視活動。8月 全町の農地ハトロールの際、違反転用の確認も行った。
活動に対する評価	農地ハトロール時の確認及びチラシ配布は違反転用防止の効果がみられた。
	※ 活動実績は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何日何を行ったのか等 詳細かつ具体的に記入

## VI 農地法等にによりその権限に属された事務に関する点検

### 1 農地法第3条に基づく許可事務

(1年間の処理件数： 111件、うち許可 111件及び不許可 件)

点検項目	具体的な内容		
事実関係の確認	実施状況 是正措置	申請書類の確認(登記事項証明書等)及び担当農業委員による現地確認、申請者からの聞き取りを実施している。	
	実施状況 是正措置	現地確認の報告、関係法令、審査基準に基づき、議案ごとに審議している。	
総会等での審議 申請者への審議結果の通知	実施状況 是正措置	申請者へ総会等での指摘や許可条件等を説明した件数 不許可処分の理由の詳細を説明した件数	111件 件
	実施状況 是正措置	総会議事録を作成し、ホームページ及び閲覧により公表している。	
審議結果等の公表	実施状況 是正措置	標準処理期間 申請書受理から 25日	処理期間(平均) 20日
	処理期間 是正措置		

### 2 農地転用に関する事務（意見を付して知事への送付）

(1年間の処理件数： 39 件

点検項目	具体的な内容		
事実関係の確認	実施状況 是正措置	複数の農業委員及び事務局職員による書類審査及び現地確認を実施している。	
	実施状況 是正措置	許可基準に基づき、転用事業内容・立地状況等について総合的に判断している。	
総会等での審議 審議結果等の公表	実施状況 是正措置	総会議事録を作成し、ホームページ及び閲覧により公表している。	
	実施状況 是正措置	標準処理期間 申請書受理から 25日	処理期間(平均) 20日
処理期間 是正措置			

### 3 農地所有適格法人からの報告への対応

点検項目	実施状況	
農地所有適格法人からの報告について	管内の農地所有適格法人数 うち報告書提出農地所有適格法人数 うち報告書の督促を行った農地所有適格法人数 うち督促後に報告書を提出了した農地所有適格法人数 うち報告書を提出しなかった農地所有適格法人数	7 法人 7 法人 0 法人 0 法人 0 法人
農地所有適格法人の状況について	提出しなかつた理由 対応方針	
農地所有適格法人の状況について	農地所有適格法人の要件を欠くおそれがあるため農業委員会が必要な措置をとるべきことを勧告した農地所有適格法人数	0 法人
農地台帳の整備	対応状況	

### 4 情報の提供等

点検項目	具体的な内容	
賃借料情報の調査・提供	実施状況 是正措置	調査対象賃貸借件数 1, 291件 公表時期 平成29年 2月 情報の提供方法:町ホームページに掲載し、公表している。
農地の権利移動等の状況把握	実施状況 是正措置	調査対象権利移動等件数 350 件 取りまとめ時期 平成29年 3月 情報の提供方法:統計調査報告を行っている。
農地台帳の整備	実施状況 是正措置	整備対象農地面積 5, 215 ha データ更新:農地の権利移動、相続の届出等毎月更新している。 公表:

※その他の事務  
上記ⅡからⅥに掲げる事務以外の事務については、それぞれの事務ごとに、上記様式に準じて取りまとめて作成する場合には、それぞれの事務ごとに、上記様式に準じて取りまとめるここと。

## VII 地域農業者等からの主要な要望・意見及び対処内容

農地利用最適化等に関する事務	〈要望・意見〉 特になし 〈対処内容〉
農地法等によりその権限に属された事務	〈要望・意見〉 特になし 〈対処内容〉

※ II～VIの事務について、活動を通じて地域の農業者等から寄せられた主な意見及び対処方針について記載

## VIII 事務の実施状況の公表等

### 1 総会等の議事録の公表

HPに公表している。

その他の方法で公表している
閲覧により公表している。

### 2 農地等利用最適化推進施策の改善についての意見の提出

意見の提出件数 件

提出先及び提出した 意見の概要

### 3 活動計画の点検・評価の公表

HPに公表している。	その他の方法で公表している。

## 平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画

都道府県名：山形県  
農業委員会名：川西町農業委員会

## I 農業委員会の状況(平成29年4月1日現在)

## 1 農家・農地等の概要

	農家数(戸)	農業者数(人)	経営数(経営)
総農家数	1,344	1,641	339
自給的農家数	266	669	50
販売農家数	1,078		10
主業農家数	286		18
準主業農家数	299		21
副業的農家数	493		0
※ 農林業センサスに基づいて記入。			21
※ 農業委員会調べ			

単位:ha

	田	畠	普通畑	樹園地	牧草地	煙	計
耕地面積	4,500	509	509				5,010
経営耕地面積	4,311	139		18			4,450
遊休農地面積	0.2	1.1					1.3
農地台帳面積	4,692	523	521	2			5,215

※1 耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 経営耕地面積は、農林業センサスに基づいて記入

※3 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

## 2 農業委員会の現在の体制

旧制度に基づく農業委員会 任期満了年月日 H 年 月 日

	選挙委員				選任委員			合計
	定数	実数	農協推薦	共済推薦	土地改良推薦	議会推薦	計	
農業委員数	—							
認定農業者	—							
女性	—							
40代以下	—							

新制度に基づく農業委員会 任期満了年月日 H 3年2月 3月18日

	農業委員			地区数
	定数	実数	定数	
農業委員数	10	10	16	16
認定農業者	—	7	—	7
認定農業者に準ずる者	—	—	—	—
女性	—	2	—	2
40代以下	—	1	—	1
中立委員	—	1	—	1

\* 現在の体制を記載することとし、旧・新しいいずれかの記載事項は削除

## II 担い手への農地の利用集積・集約化

### 1 現状及び課題

現状 (平成29年3月現在)	管内の農地面積 5,010ha	これまでの集積面積 2,978ha	集積率 59.44%
高齢化が進む中で農地の移動は加速傾向にあるが、米政策の転換期でもあり借り手の減少が懸念される。団地化等農地の効率的利用を図るとともに経営改善に向けた取り組みが必要。			

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 これまでの集積面積は、把握時点において担い手(認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者)へ利用集積されている農地の総面積を記入

### 2 平成29年度の目標及び活動計画

目標	集積面積 3,078 ha (うち新規集積面積 100 ha)
目標設定の考え方:平成28年度実績ベース	
活動計画	農地中間管理機構への集積の促進を図る。 8月、9月、11月、1月の「人、農地プラン」の町検討会」の開催 9月、10月、12月、2月集積に向け取り組む。(農地中間管理事業)

※1 集積面積は、当該年度末時点で担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

※2 新規集積面積は、集積面積のうち1年間に新規集積面積(非担い手が自作又は利用していた農地のうち、担い手に対して権利の設定・移転させた農地)をどの程度増加させるかを記入

※3 活動計画は、目標の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

## III 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進

### 1 現状及び課題

新規参入の状況	26年度新規参入者数	27年度新規参入者数	28年度新規参入者数	新規参入者数
	1 経営体	5 経営体	4 経営体	
26年度新規参入者が取得した農地面積	27年度新規参入者が取得した農地面積	28年度新規参入者が取得した農地面積		
0.9ha	60.3ha	12.7ha		

課題 権利移動を伴う農地の賃借、所有権移転は、下限面積50アール要件等を満たす必要があり、當農計画の充実が求められる。

※1 新規参入者数は、過去3年の農地の権利移動を伴う各年度ごとの新たな新規参入数を記入し、法人雇用や親元就農は含まない(欄の最も右が昨年度)

※2 新規参入者が取得した農地面積は、上段で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

### 2 平成29年度の目標及び活動計画

参入目標数	3経営体	参入目標面積	10ha
通常:相談体制を充実させ、関係機関との連携を図り、新規参入に向け支援を行ふ。 随時:新規参入者に対する審査会を開催し、當農計画の実効性を審査していく。			

※1 目標は、1年内に新たに参入させる新規参入者数及び参入目標面積を記入

※2 活動計画は、目標の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

#### IV 遊休農地に関する措置

1 現状及び課題	
現状 (平成29年3月現在)	管内の農地面積(A) 5, 010ha
課題	不在地主、未相続農地の取扱い。遊休農地所有者等への指導の徹底

- ※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入  
 ※2 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 平成29年度の目標及び活動計画	
目標	遊休農地の解消面積 目標設定の考え方:遊休農地の状況、所有者の意向を検証し解消を図るため
活動計画	調査員数(実数) 31人

農地の利用状況調査	
調査方法	① 農地利用最適化推進委員による担当地区内の遊休農地の調査・確認する。 ② ①の調査内容を事務局で精査し、農業委員とともに現地確認を行う。
農地の利用意向調査	実施時期 10月～12月
その他	10月～12月

- ※1 遊休農地の解消面積は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入  
 ※2 遊休農地の解消面積は、市町村等が策定した目標を農業委員会が共有している場合には、当該市町村等の目標を記入しても差支えなし  
 ※3 「その他」欄には、利用状況調査・意向調査以外の遊休農地解消のための活動を記入

#### V 違反転用への適正な対応

##### 1 現状及び課題

1 現状及び課題	
現状 (平成29年3月現在)	管内の農地面積(A) 5, 010ha
課題	違反転用につながる残土等の不法投棄、目の届きにくい場所の監視体制

- ※ 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入  
 ※ 違反転用面積は、把握時点において管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

2 平成29年度の活動計画	
活動計画	遊休農地調査と同時に違反転用の早期発見を行い、未然に防止する。 かつ具体的に記入

- ※ 活動計画は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何を行うのか、等詳細

議第 28 号

## 川西町農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針について

農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第7条第1項に基づき、川西町農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針を作成したので審議を求める。

平成29年 6月26日 提出  
平成 年 月 日 議決

川西町農業委員会会長 大沼藤一

記

川西町農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針 ----- 別紙のとおり

## 川西町農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針

平成29年 月 日  
川西町農業委員会

### 第1 基本的な考え方

農業委員会に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として、位置づけられた。

川西町においては、平地と中山間地が存在し土地利用型の稻作が盛んであるが、それぞれの地域が実態に応じた取り組みを推進し、取り組みに向けた対策の強化を図ることが求められている。

担い手への農地集積・集約化においては、農地中間管理事業を活用しながら取り組んでもいく必要がある。また、中山間地では、耕作不便、担い手不足、鳥獣被害等により遊休農地の発生が懸念されていることから、その発生防止・解消に努めていく。

以上のような観点から、地域の強みを活かしながら、活力ある農業・農村を築くため、法第7条第1項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、担当区域ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、川西町農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法を以下のとおり定める。なお、この指針は、「農林水産業・地域の活力創造プラン」（平成25年12月10日農林水産業・地域の活力創造本部決定）で、「今後10年間で、担い手の農地利用が全農地の8割を占める農業構造の確立」とされたことから、それに合わせて平成35年を目標とし、農業委員及び推進委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会事務の実施状況等の公表について」（平成28年3月4日付け27経営第2933号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「目標及びその達成に向けた活動計画」のとおりとする。

### 第2 具体的な目標と推進方法

#### 1. 遊休農地の発生防止・解消について

##### (1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	遊休農地の割合(B/A)
現 状 (平成29年4月)	5,010ha	1.3ha	0.03%
3年後の目標 (平成32年4月)	5,010ha	1.0ha	0.02%
目 標 (平成35年4月)	5,010ha	0.8ha	0.01%

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

- ① 農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について
  - 農業委員と推進委員の担当制又はチーム制による農地法(昭和27年法律第229号)第30条第1項の規定による利用状況調査(以下「利用状況調査」という。)と同法第32条第1項の規定による利用意向調査(以下「利用意向調査」という。)の実施について協議・検討し、調査の徹底を図る。それぞれの調査時期については、「農地法の運用について」(平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知)に基づき実施する。
  - なお、従来から農地パトロールの中で行っていた、違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、利用状況調査の時期にかかわらず、適宜実施する。
  - 利用状況調査の結果を踏まえ、農地法第34条に基づく農地の利用関係の調整を行う。
  - 利用状況調査と利用意向調査の結果は、速やかに「農地情報公開システム(全国農地ナビ)」に反映し、農地台帳の正確な記録の確保と公表の迅速化を図る。
- ② 農地中間管理機構との連携について
  - 利用意向調査の結果を受け、農家の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸し付けの手続きを行う。
- ③ 非農地判断について
  - 利用状況調査と同時に実施する「荒廃農地の発生・解消に関する調査」によって、B分類(再生利用困難)に区分された荒廃農地については、現況に応じて速やかに「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化する。

2. 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

現 状	管内の農地面積(A)	集積面積(B)	集積率(B/A)
(平成29年4月)	5,010ha	2,978ha	59.4%
3年後の目標 (平成32年4月)	5,010ha	3,200ha	63.9%
目 標 (平成35年4月)	5,010ha	3,400ha	67.9%

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

- ① 「人・農地プラン」作成・見直しについて
  - 農業委員会として、地域ごとに人と農地の問題解決のため、「地域における農業者

等による協議の場」を通じて、認定農業者等を地域の中心となる経営体と位置付け、それぞれの農業者の意思と地域の資源に照らした実現可能性のある「人・農地プラン」の作成と見直しに主体的に取り組む。

## ② 農地中間管理機構等との連携について

○ 農業委員会は、町、農地中間管理機構、農協等と連携し、(ア) 農地中間管理機構に貸付けを希望する復元可能な遊休農地、(イ) 経営の廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地、(ウ) 利用権の設定期間が満了する農地等についてリスト化を行い、「人・農地プラン」の作成・見直し、農地中間管理事業の活用を検討するなど、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。

## ③ 農地の利用調整と利用権設定について

○ 町内の農地利用の状況を踏まえ、担い手への農地利用の集積が進んでいる地域では、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整・交換と利用権の再設定を推進する。

また、中山間地域等の農地の区画・形状が悪く、受け手が少ない又は受け手がない地域では、農地中間管理機構による簡易な基盤整備事業の活用と併せて集落農の組織化・法人化、新規参入の受け入れを推進するなど、地域に応じた取り組みを推進する。

## ④ 農地の所有者等を確知することができない農地の取り扱い

○ 農地の所有者等を確知できない農地については、公示手続きを経て山形県知事の裁定で利用権設定ができる制度を活用し、農地の有効利用に努める。

## 3. 新規参入の促進について

### (1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数(個人) (新規参入者取得面積)	新規参入者数(法人) (新規参入者取得面積)
3年後の目標 (平成32年4月)	3人 (3ha)	5法人 (75ha)
目標 (平成35年4月)	5人 (5ha)	7法人 (105ha)

### (2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

#### ① 関係機関との連携

○ 管内の農地の借入れ意向のある認定農業者及び参入希望者(法人を含む。)を把握し、山形県・全国の農業委員会ネットワーク機構・農地中間管理機構と連携し、必要に応じて現地見学や相談会を開催する。

- ② 新規就農フェア等への参加について
  - 川西町、JA山形おきたま等と連携し、新規就農フェア等に積極的に参加すること  
で情報の収集に努め、新規就農の受入れとフォローアップ体制を整備する。
  
- ③ 農業委員会のフォローアップ活動について
  - 農業委員会の区域内において高齢化等により農地の遊休化が深刻な地域について、農地の下限面積に別段の面積を設定して新規就農を促進する。
  - 農業委員及び推進委員は、新規参入者（法人を含む。）の地域の受入れ条件の整備を図るとともに、相談体制の充実を図る。